

議案第63号

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する

指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、その指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなけれ

ばならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は、その指定居宅介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第50条第1項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第31条第1項」を「第31条第3項」に、「第36条」を「第36条第1項」に、「第49条第2項」を「同条第2項」に改める。

第61条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第70条中「第75条」を「第75条第1項」に改める。

第71条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範

囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第73条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第74条第2項中「指定療養介護事業所」を「その指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第75条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第76条を次のように改める。

第76条 削除

第78条第2項第4号中「第76条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第79条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第88条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利

用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第92条中「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第93条第2項中「指定生活介護事業所」を「その指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第95条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第96条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第76条から第78条まで」を「、第77条及び第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第96条の5中「第37条から第42条まで」を「第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改める。

第98条第1号及び第3号中「。第112条、第151条の2」を「。第151条の2」に改める。

第111条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第76条」を削り、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第111条の4中「第37条から第43条まで」を「第34条の2、第36条の2から第44条まで」

に改め、「第76条」を削る。

第124条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第150条前段中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第76条から第78条まで、第88条の2」を「第77条、第78条及び第88条の2」に改め、同条後段中「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第150条の4中「第37条から第42条まで」を「第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改める。

第159条第2項第4号中「第76条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第160条前段中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第76条」を削り、同条後段中「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第160条の4中「第37条から第42条まで」を「第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条」に改め、「第76条」を削る。

第164条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第165条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第171条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第173条前段中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第184条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第185条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第185条の3 指定就労継続支援A型事業者は、その指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第186条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第191条前段中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第195条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第195条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第195条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第195条の12及び第195条の20中「第42条まで」を「第36条まで、第37条から第42条まで、第44条」に改める。

第197条第3項中「規定する指定共同生活援助」を「規定する指定共同生活援助事業所」に改める。

第201条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の

明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第76条から第78条まで」を「第77条，第78条」に，「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する第76条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に，「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の4第4項及び第5項中「規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を「規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第202条の11中「第37条から第42条まで」を「第34条の2，第36条の2から第42条まで，第44条」に，「第76条から第78条まで」を「第77条，第78条」に，「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第76条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に，「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の14第3項中「規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を「規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第202条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条の22中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第76条から第78条まで」を「第77条，第78条」に，「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第76条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に，「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第203条第1項中「及び第5項」を削り，同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第211条第1項前段中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第62条」を「第63条」に改め，「第73条まで」の次に「，第77条」を，「第84条」の次に「，第89条から第91条まで」を加え，「第95条」を「第93条から第95条まで」に改め，同項後段中「第211条第2項から第5項までにおいて準用する第91条」を「第211条第1項において準用する第91条」に，「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第211条第1項において準用する第

76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条」を「第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第95条第1項」に、「第211条第2項から第5項までにおいて準用する前条」を「第211条第1項において準用する前条」に改め、同条第2項中「第63条、第76条、第77条、第80条」を「第80条」に、「から第91条まで、第93条及び第94条」を「及び第88条」に改め、「第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第89条第4項」及び「第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第63条、第76条、第77条、第89条から第91条まで、第93条、第94条、第143条」を「第143条」に改め、「第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第63条、第76条、第77条、第89条から第91条まで、第93条、第94条、第148条」を「第148条」に改め、「第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第63条、第76条、第77条、第87条、第89条から第91条まで、第93条、第94条」を「第87条」に改め、「第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第15項及び附則第16項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第18項中「同条第7項第2号」を「同条第8項第2号」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(改正後の条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202条の22並びに第211条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第34条の2(改正後の条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202条の22並びに第211条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第35条第3項(改正後の条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第124条、第195条の12並びに第195条の20において準用する場合を含む。)、第74条第2項及び第93条第2項(改正後の条例第96条の5、第111条、第111条の4、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11、第202条の22及び第211条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第36条の2第3項（改正後の条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11、第202条の22並びに第211条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第36条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。